

平成31年第8回教育委員会定例会

開会年月日 平成31年4月26日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 高 柳 誠
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 新 井 良 保
同 委 員 伊 神 泉

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

- ① 区立保育園における大型連休中の臨時一時預かりの実施について
- ② 練馬区の児童相談体制について
- ③ その他
 - i その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時18分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	堀 和 夫
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	竹 内 康 雄
同 保健給食課長	小 林 敏 行
同 教育指導課長	谷 口 雄 麿
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	太 田 喜 子
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	大 窪 達 也
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	武 熊 雅 郎

教育長

ただいまから、平成31年第8回教育委員会定例会を開催する。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、陳情11件、協議1件、教育長報告2件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書

- 〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。

陳情(8)の平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについては、本日資料が提出されている。説明をお願いする。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

練馬区の特別支援教育全般と、この陳情に即して、肢体不自由の子供たちに対して練馬区としてはどういう対応をしていくのかということについて、今説明をさせていただいた。今日、この陳情を判断することは特に考えていないが、現状についてご質問やご意見を出していただきながら、認識を深めていただければと思っている。

何かご意見、ご質問があったらお寄せいただければと思うがいかがだろうか。

新井委員

とても丁寧な説明、またいろいろな資料等ありがとうございます。私は神奈川県において20年間特別支援学校、特に肢体不自由の特別支援学校の経験をさせていただいて、いろいろな思いがある。今日は、意見・感想ということで少し話をさせていただきたいと思う。

肢体不自由の場合、非常に障害の程度が幅広い。軽度の方については、例えば大学の先生もいらっしゃるし、いわゆる重度の場合は医療的ケアが必要な重度重複という方もいる。

ただ、肢体不自由の子供については、やはり人的な課題がある。スロープやエレベーター等があれば、全て自分でできるのであればいいのだが、やはり誰かしら介助をつけなければいけないということが出てくる。日常生活動作、ADLと言って、移動・食事・排せつなどができるのかということも出てくる。

また、練馬区の場合は、副籍交流というとてもいい制度がある。本来ならば近くの小学校や中学校に通う子供が、障害を持っているがゆえにスクールバスに乗って、その地域から離れたところに行かざるを得ない。そうすると、町なかで同じ学年の子供と会っても声もかけてくれないといったことがある。神奈川の場合は、居住地交流といって、誕生日会やお楽しみ会など、そういった場合には地域の教室に入れるわけである。地域の子供たちと交流ができ、つぎに町なかへ出たときには声をかけてくれるようになるので、お母さんも大変喜ばれていた。

肢体不自由の子供の場合、小学校や中学校で対応していくには、特に6ページ、7ページにまとめられたような、さまざまな課題があるということが事実だと思う。その人的・物的な条件がある程度整っていたとしても、送迎の問題もある。さまざまなクリアしなければいけない課題があるのかなと思っている。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

質問である。6ページの4の特別区における特別支援学級の設置状況についての説明の中で、該当の区に聞き取りをしたところ、いろいろな課題があるというなお話だった。具体的にどのような課題だったのか、お話しできる範囲で教えていただければと思う。

学務課長

まず目黒区である。目黒区は、基本的には障害の程度、肢体不自由の程度が比較的軽いお子さんを受け入れたいという意向で設置を始めたようだが、実態としては、障害程度が大変重いお子さんばかりになっているというのが1点ある。これは、就学相談で特別支援学校が適当だろうと提案された場合でも、保護者の方、またはご本人が区立の学校を希望され、比較的重い子供が増えているということである。

主な課題としては、看護師など専門性の高いスタッフの配置が困難ということがある。また、そもそもの想定であった障害程度の軽いお子さんが逆に敬遠してしまっているとか、その学校に抵抗感があるといったものが課題と聞いている。

一方で、世田谷区である。世田谷区では、目黒区とは異なり、軽い子供も重い子供もどちらもという思いで設置し、実際に障害程度の軽い子供も重い子供も入られている。

世田谷区の課題としては、やはり目黒区同様、専門性のある教員の配置が大変難しいという点と、スクールバスの運用ははじめ大変コストがかかるということが、大きな課題となっている。例えば大泉の特別支援学校では、大型バス5台と中型バス4台、合わせて9コースある。スクールバスの経費というのは、駐車場の確保を含めて、練馬区の場合にも大きな課題となり得ると思う。

高柳委員

わかった。

教育長

ほかはいかがでしょうか。

坂口委員

5ページの副籍交流制度について、小学生の肢体不自由の35人の方が、一応どこかの学校に学籍としてあり、音楽会などの行事に参加する形で交流しているということであった。そのときの送迎は、家族が行うのだろうか。

埼玉県のほうに、大泉特別支援学校と似たような学校があるのだが、ほとんどが家族の送迎だ。大泉の場合はバスが回ってくれるのだろうかけれども、家族がやっていることに少しびっくりした。自治体によってそういうサービスのやり方は違うのかなと思った。

また、谷原小学校はバリアフリーが整えられており、希望がとおりだからこそ、この陳情が出たのだろうと思う。車椅子で移動ができて、勉強がしたいという意欲があれば、普通の学校で勉強するチャンスがあってもいいのではないかと私は思う。ただ、重度になったらストレッチャーなどで移動することになるので、そういうものはどうするのか。これは本当によくわきまえないと、ゴーサインは出ないのかなと思う。

学務課長

まず副籍交流については、例えば稲作体験であったり、運動会を参観したり、展覧会を觀賞したり、また中学校ではオリンピック・パラリンピックの講演会に参加したりと、さまざまある。その際の特別支援学校からの移動手段だが、それぞれの学校で行事の日が違うものだから、スクールバスで全て送迎というのは正直難しいと思っている。

先ほど肢体不自由のお子さんについて、小学校は全員登録していると申し上げたが、改めて5ページをご覧いただくと、知的障害の場合には、特に中学校になると登録率が下がってくる。思春期のお子さんなので、つながりが難しいといったこともあると思っている。私どもとしても、例えば体験型の授業を取り入れるなど、子供たち同士がより交流できるようなものができないか検討しているところである。何とか地域とのつながり、コミュニケーションが切れないようにやっていきたいと思っている。

つぎに、谷原小学校も含め、実際に特別支援学級を区で設置した場合の課題である。例えば大泉特別支援学校を見ると、ストレッチャーが入るエレベーターが各棟に3基設置がされており、ハード面がかなり充実している。実際に練馬区の学校でそれを設置するとなったら、正直厳しい部分はある。スクールバスを運行する場合には、区内全域から35名のお子さんを集めて通学させることになるが対応ができるのか。また専門的な職員の確保や、緊急時の対応も課題である。例えば、食物アレルギーでアナフラキシーショックがあったときに誰でも対応できるようにするとか、各学校取り組んでいるところではあるが、そういった周知徹底等も課題となっている。

教育長

坂口委員、いかがでしょうか。

坂口委員

本当に課題が大きく、簡単には出来るとは言えない立場、痛切によくわかる。ここまでなら受け入れるというそのライン引きも難しいのだと思う。

このごろは、階段にスロープを設置するなど、段差をなくす工夫をどの学校もされている。あれは臨時的に骨折した子供が学校生活できるようにという、そのための配慮なのか。ほとんどの学校においてハード面は対応されてきているが、それはどのようにして進められたのか。

教育長

車椅子のお子さんも当然学校には来ていたので、そういう子供たちのためにもやっていた。ただ、程度によっては物理的な条件を整備するのがなかなか難しい実態があるというのが、先ほどの説明であった。

学校施設課長

現在、学校のバリアフリー化というのは当然行っていく形になっている。既存の学校で、スロープの設置工事をしているところもあるのだが、なかなか物理的に難しい点もある。改築のときには、スロープを使って昇降口に入れるようにし、1階には「だれでもトイレ」を、2階以上についても車椅子で入れるトイレを必ず設置している。また、車椅子も乗れるエレベーターを設置したり、手すりも車椅子の方が使いやすいような位置に設置するなどしている。練馬区では福祉のまちづくり条例があり、その基準に従って施設を整備している。

学務課長

イメージがわくよう、事例として何点かご紹介させていただく。平成29年度の実績だが、工事を伴わないような簡易なものも含めて、小学校で6件、中学校で2件対応している。

小学校では、皮膚筋炎、多発性筋炎といった病気、これも肢体不自由にあたるが、皮膚の炎症が起こらないようにという配慮として、教室の窓ガラスを遮光性の強いものにかえている。また、軟骨無形成症のお子さんがしっかり手を洗えるように、水道の蛇口を伸ばして踏み台をつくったり、階段の手すりを設置したり、折り畳み式のスロープを置いたり、プールの中に踏み台を置いたり、これは半身まひのお子さんだったが、そういった対応等をしている。

中学校においても、階段の手すりや体育館のスロープを設置したり、またトイレを一部改修したり、武道館の入り口に手すりを設置したりと対応している。先ほどの7のところでご説明をしたが、一人一人の状況を確認させていただきながら、ここが入れないということであればその動線にどんな配慮ができるかというのを検討して、できるだけ地域の学校で受けられるように、学ぶことができるようにと整えているところである。

坂口委員

説明を聞くと、もうそれ以上やってくれなどと言いきくがらいた。

教育長

できるだけことはやっているつもりだ。親御さんがやはり健常の子供たちと一緒に学校生活を送らせたいという強い希望があった場合には、多少予算をかけて学校を改修しながら、設備も含めて準備をして来てもらっている。その個々具体的な対応は十分練馬区としてはしているつもりなのだが、この陳情は肢体不自由の特別支援学級として一つの学級を設けてくれということであるので、なかなかその辺が難しいかなと現時点では思っている。この谷原小学校に特別支援学級をつくったときも、残念ながら肢体不自由の学級はつくらなかった。それは申し上げておきたいと思う。

この陳情に対する判断は、教育委員会としてもさせていただかざるを得ないかなとは思いますが、ただ、一方では肢体不自由の子供たちでもやはり通常学級で学べるというような工夫というのは、これからもしっかりとやっていかなければならないと思っている。肢体不自由児の特別支援学級を設けているのは、23区の中でたった2区だけということからも大体お分かりいただけると思うのだが、正直言って難しいところもある。

新井委員

私の座間養護学校での経験を意見として述べさせてもらう。座間養護学校は、道路を挟んで県立座間高校があり、反対側の道路を挟んで座間市立入谷小学校があるという大変立地のいい環境で、いわゆる副籍交流を日常的に行うことができた。例えば、もちつき大会を入谷小学校でやるとしたら、車椅子を押して養護学校の子供たちが行き、逆に養護学校でそういう大会があったら、小学校の子供たちが来ると。

練馬区の場合は大泉特別支援学校になるが、肢体不自由の子供たちが小学校や中学校等で何か一緒に楽しめる、一緒に勉強ができるような仕組みが出来るといいと思う。大泉特別支援学校とその近辺の学校とで工夫し、つながりで何かできるのかなと感じたところだ。

学務課長

今、委員からあったのは学校同士の地域連携ということだと思う。大泉特別支援学校は、すぐ隣に大泉桜学園があるので、小学部、それから中学部はこの大泉桜学園とさまざま連携をしている。また、大泉特別支援学校の高等部においては、都立大泉桜高校と、それから埼玉県側に新座総合技術高校があるので、ここと日々連携を図っているところである。

新井委員

大泉桜学園の研究発表に行ったときに、校長先生から、今、課長が話されたような内容を聞いて大変うれしく思った。日常的に、交流学習のようなやり方をいろいろな形で模索していくということも、大事なのかなと考えている。

教育長

今日、いろいろとご意見をいただいた。この問題については引き続き議論を深めていきたいと思っている。とりあえず今日のところは継続ということで、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、平成26年陳情第2号については継続とさせていただきます。

そのほかの陳情については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情については、本日は継続としたいと思うがよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議案件については、本日のところは継続とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

- ① 区立保育園における大型連休中の臨時一時預かりの実施について
- ② 練馬区の児童相談体制について
- ③ その他
 - i その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は2件ご報告する。

それでは、報告①について説明をお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

明日から大型連休となるが、保育園で特別な対応を一部とらせていただきたいということでの報告であった。

何かご質問、ご意見はあるか。

伊神委員

普通の一般企業だと、月末締めで次の翌月のシフトを出すといった仕事をされている方も多いと思うのだが、保護者の方にはどのくらい前から周知をして、募集をかけたのだろうか。

保育課長

こちらについては、3月中旬以降、各保育園並びに地域型保育所等を通じて、ポスター掲示並びに各園児の保護者の方へのチラシ等の配布などを行ってきたところである。

伊神委員

今回は急きょという形だったのかもしれないが、今後こういうことがあった場合に、3月中旬だと、4月、特に4月30日の部分に限っては既にシフトが出ている方もあるのではないかと思う。2月ぐらいには困っていた方もいたのではないかと思うのだが、もう少し早目に周知するといった対策は今後あるのか。

保育課長

今回、臨時の対応というところで、なかなか早めの対応が難しかったところがあるが、3月の中旬から募集を開始して、募集自体は4月5日まで行わせていただいた。その点では、4月のシフトが出ている時期までは受け付けられるような体制が整ったと思っている。また、今後の対応について、例えば年末の時期など長期休みの対応というのはあるので、今後の課題とさせていただきたいと考えている。

伊神委員

わかった。

教育長

あまりにも今回は、普通とは違うことだった。私どもも最初はおえてこういうことをしないでいいのではないかとすることも考えたが、やはりこの10連休に働かざるを得ない親御さんもいらっしゃるわけで、保育で困ってしまうということも当然生じるだろうと。そういう方々のための、ある意味ではセーフティネットをやはり設けるべきではないかと、いろいろと考えた末だったので、タイミング的にもぎりぎりになったとこ

ろもあるかもしれない。いずれにしても、これは普通ではないことなので、その辺もご理解いただければありがたいと思う。

ほかはいかがだろうか。

坂口委員

この時期に働かなくてはならない親にとっては非常に温かい措置ではないかと思うが、2月に周知できればというのも一つの意見かなと思う。こういう措置があることは、非常によかったなと思って拝見した。ありがとう。

こども家庭部長

実は国のほうで、私立保育所で一時預かりができないかということで、補助の上乗せをし、募集するという動きがあった。私どもとしては、私立保育所に働きかけをしたのだが、各園とも保育士がせっかく休みをとれるのに、幾ら補助が多くもらえるようになって、なかなか厳しいと。保育士確保で一生懸命やっている各保育所としては、それをやることによって保育士が辞めたいという話になっては正直言って困るということであった。

そういったこともあり、区立の園でやると国からの補助は出ないが、セーフティネット的な部分も含め急きょやろうと決めたので、遅くなったという経緯がある。

教育長

よろしいだろうか。それでは、次の報告に移りたいと思う。

報告②について、説明をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

この報告を今日出させていただいたのは、皆様方もご承知のとおり、昨年5月に目黒の事件があり、また今年の1月には千葉県野田市で本当に痛ましい子供の虐待による死亡という事案が発生した。全国の児童相談所を含めた行政として、どのようにしたらこういう問題が起きないようにできるのかということが大変大きな課題として突きつけられているわけである。当然のことながら、この児童虐待は、教育委員会の大変大きな仕事の柱の一つであるので、今日これを議題として挙げさせていただいた。

一つは、練馬区の場合には子ども家庭支援センターがこの児童虐待の問題を引き受ける部署に当たるわけだが、この間、非常に体制の強化を図ってきている。どういう形で体制の強化を図ってきたのかということ、まずお話したかったということ。

もう一つは、実際に虐待されている子供を親から引き離して、子供を守らなければならないという極めて重篤な、あるいは深刻な事態に対処しているのは、東京都の児童相談所なわけであって、そこの連携をいかに構築していくかということが、ひいては子供の虐待の問題を解決する一番の近道であるというのが練馬区の考えである。そういう

練馬区の考え方をぜひお話しさせていただいて、皆様方のご意見を交わしていただきたいという思いがあって、今回、項目として出させていただいた。

正直に申し上げて、これをやっていると時間が幾らあっても足りない。今日は担当課長の話をまずは聞いていただいて、疑問に思ったことを資料に即してご質問等いただければありがたいと思う。今後、この問題については、さまざまな場面でおそらく議題に上ってこようかと思っているので、その際にまた議論を深めていっていただきたい。

今の説明に対してご質問、ご意見があれば、お寄せいただきたい。

高柳委員

今、詳しい説明をお聞きして、練馬区の考え方も理解させていただいた。

私は十数年前、大きな虐待対応の経験があって、そのときに児相の方や子ども家庭支援センターの方にいろいろ相談に乗っていただいた。児童虐待の防止のために、専門性の高い職員をいかに育てていくかということが、そのときの児相の方や子ども家庭支援センターの方々のお考えだった。私もそのとおりだと思っている。

実務経験というのは、やはり大変大きなことだろうと思う。頭の中で理解できている、経験をしていくと、本当にいろいろ考えられないようなケースもある。そういう経験をしながら専門性の高い職員をいかに育てていくか、いかに子供や保護者に寄り添った相談体制を築いていくかということが極めて大事だろうと思う。

今、全部の特別区に児童相談所ができれば、どのぐらい専門性の高い方が急に配置できるのか、すぐに配置できるというのだったらそれは大変いいことだと思うのだが、現状ではなかなか困難だろうと思う。東京だけではなくて、ほかの県なども、やはりいかに専門性の高い職員を育成していくかが大きな課題だというような話も伺っている。今のところは、いろいろな実務経験を積み重ねながら、専門性の高い職員の方々をいかに育成、または数を多くしていくかということで、そして児童相談体制の今後さらなる充実を図っていただきたいなと思っている。

教育長

ありがとう。

ほかにかがらうか。

伊神委員

ねりま区報で2度にわたって取り上げ、区民の皆さんに周知していくことが、虐待への少しの抑えというか、意識が高くなることにつながるのととてもすばらしいことだと思う。

行政の方、そして保護者、学校の先生も含めて、話はしていても、実際にはテレビの世界のことでしかないのかなというのが、現状ではないかと思っている。実際に私が感じているのは、そんな子供見たことがないとか、普通に親に怒られているだけだとか、そういうふうにはなかなか思えないということだ。でも、こういうことを常に発信していくことが、その意識づけにつながると思うし、虐待をされている保護者の方が、もしかしたらと気づいてくれる一つになってくれたらいいと思う。引き続き、みんなの

目の触れるところに練馬区として発信して行ってほしいと思う。

教育長

ありがとう。
ほかにいかがだろうか。

坂口委員

2度にわたってこの児童虐待の問題を区報で大きく出したというのは、練馬区の本気度というのを感じた。地域でさまざまな気づく人たちがいて、そしていきなり児相ではなく、それぞれの地域の子ども家庭支援センターに届いて、そしてそれを検討して児童相談所へつなげていくというシステムは非常に理想的ではないかなと思う。いきなり児童相談所というやり方ではなく、4つのセンター方式というのは非常に効果的ではないかなと思った。区民全体が、大人として子供たちを守ろうという大きなキャンペーンになっているのかなと思う。

教育長

ありがとう。
ほかにいかがか。

新井委員

養護学校の教員という身分で、神奈川県の子相の方とのいろいろな意見交換をしたことがあったのだけれども、とにかく幅広い。その地域が考えられないくらい広くて、その中で限られた職員でやっているのだということを知った。

練馬区としては児相の区への設置はしない、いわゆる連携ということで進めていくということだけれども、先ほどほかの委員からもあったが、その担当する方の専門性をどう高めていくかということがやはり一番重要な問題なのかなということを感じた。

教育長

東京都が広域的な行政の専門性を生かし、きめ細かい虐待予防や、虐待している家庭への支援は身近な行政体である区がやっていく、その連携を強化していくという方法がベストであるということ、練馬区が今目指そうとしていることをわかっていただけなのではないかと思う。区民の皆さんにもご理解をいただけるように、2回にわたって区報にも出させていただいた。

練馬区は、今の児相の体制がこれでいいとは思っていない。東京都にある児童相談所も、体制を充実し、専門性のある職員を育成、あるいは配置していくということ、これはやはりどうしても必要になってくると思う。一方で、きめ細かい行政を行う、子ども家庭支援センターも充実をさせていかなければならない。この2つの充実した機関が互いに連携をして、それぞれの役割をしっかりと果たしていくということ、これが何よりも大事で、そうすることが子供たちにとっても一番いいことだと私もとしては考えている。

それに向けて、先ほど説明があったけれども、子ども家庭支援センターは毎年毎年充実を図っている。また今回、都と区の、あるいは区だけではなくて東京都全体の会議体もできたので、東京都としても区市町村を交えて、この児童相談行政をどのようにこれから充実をさせていくかという検討がますます進むと思う。

また折に触れてこの教育委員会でも報告をさせていただいて、皆様方のご意見も聞き、場合によっては私ども教育委員会としてさらに発信をしていくと。とにかく、この児童虐待をなくしていくことを目指してやっていきたいと、そのように思っている。

今日のところは、先ほど冒頭申し上げたように、この虐待の問題に対する練馬区の現状と、練馬区の考え方についてご説明をさせていただいた。また今後議論を深めていけたらと思っているので、よろしく願います。

それでは、以上でこの問題は一旦終わらせていただく。

その他の報告は何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の皆様方から何かあるだろうか。よろしいか。

それでは、以上で第8回教育委員会定例会を終了する。